

浜田市告示第 29 号

浜田市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 24 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金交付要綱の一部を
改正する告示

浜田市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金交付要綱（令和 4 年浜
田市告示第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(6) 家庭用燃料電池設備

第 4 条第 1 項第 1 号中「及び木質バイオマス熱利用設備」を「、木質バイ
オマス熱利用設備及び家庭用燃料電池設備」に改める。

附則第 2 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改める。

別表第 1 項中「設置する者。」を「設置する者」に、「3 万円」を「4 万円」
に、「12 万円」を「16 万円」に改め、同表第 2 項中「設置する者。」を「設置
する者」に、「10 万円」を「14 万円」に改め、同表に次のように加える。

6 家 庭 用 燃 料 電 池 設 備	次の各号のいずれかに該当する者。ただし、市税を滞納しているものを除く。 (1) 市内に住所を有する者であつて、自らが所有し、及び自らの居住の用に供する家屋又は当該家屋の敷地内に新たに設備を設置する者 (2) 市内に自らが居住するために、建売住宅供給者等から設備付き家屋を購入する者 (3) 市内に事務所若しくは事務所を有する法人その他の	(1) 一般社団法人燃料電池普及促進協会が指定する設備であること。 (2) 市内事業者により設置工事をするこ と、又は市内事業者から設備付き家屋を 購入すること。 (3) 未使用品であるこ と。	補助対象設備の 設置に要する費 用以内の額（限度 額 18 万円）
--	---	--	--

	団体又は個人であ って、自らが所有 し、及び自らの事業 の用に供する店舗、 事務所、倉庫又は工 場等に新たに設備 を設置する者	
--	---	--

様式第 1 号中「納付状況」の次に「及び課税資料等」を加え、

「

	☐ 畜産バイオマス利活用設備 (設備設置 ・ 導入に係る調査研究)	を
--	---	---

」

「

	☐ 畜産バイオマス利活用設備 (設備設置 ・ 導入に係る調査研究)	に、
	☐ 家庭用燃料電池設備	

」

「

	オ 畜産バイオマス利活用設備 規格等が確 認できるもの ※導入に係る調査研究の場合は不要 (5) その他	を
--	---	---

」

「

	オ 畜産バイオマス利活用設備 規格等が確 認できるもの ※導入に係る調査研究の場合は不要 カ 家庭用燃料電池設備 型式品番が確認 できるもの (5) その他	に
--	---	---

」

改める。

様式第 4 号中

「

	☐ 畜産バイオマス利活用設備 (設備設置 ・ 導入に係る調査研究)
--	---

」を

「

	☐ 畜産バイオマス利活用設備 (設備設置 ・ 導入に係る調査研究)
	☐ 家庭用燃料電池設備

」に

改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、同年 3 月 24 日から施行する。